

芦屋町パブリックコメント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントに関して必要な事項を定めることにより、町の政策形成過程の公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町政への住民等の参画を促進し、もって一層開かれた町政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント 町の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の形成過程において、その政策等の趣旨、目的、内容等を公表し、広く住民等から意見及び情報(以下「意見等」という。)を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見等に対する町の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。

(3) 住民等 次に掲げるものをいう。

ア 町内に住所を有する者

イ 町内の事業所に勤務する者

ウ 町内の学校に在学する者

エ その他、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有すると実施機関が認める者

(対象)

第3条 パブリックコメントの対象となる町の基本的な政策等の策定は、次に掲げるとおりとする。

(1) 総合振興計画等町の基本的政策を定める計画、個別行政分野における政策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(2) 広く住民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画の策定又は改定

(3) 町の基本的な制度や方向性を定める条例の制定又は改廃

(4) 住民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメントを実施することが適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、パブリックコメントを行わないことができる。

- (1) 法令等に基づくものであって、実施機関に裁量の余地がないもの
- (2) 法令等により、公聴会の開催又は公告及び縦覧等の手続が定められ、住民等の意見を反映する機会が確保されているもの
- (3) 政策等の意思決定が迅速性、緊急性を要するもの又は軽微なもの
(公表)

第4条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、次に掲げる資料を添付して政策等の案を公表するものとする。

- (1) 政策等の趣旨、目的及び経緯
- (2) 政策等の概要
- (3) その他関連する資料
(公表方法等)

第5条 前条の規定による公表は、町ホームページに掲載するとともに、必要に応じ、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町が発行する広報紙等への掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を町が発行する広報紙及び町ホームページに掲載して、当該パブリックコメントの実施を住民等に周知するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案の入手方法
- (3) 政策等の案に対する意見の提出期間
- (4) 政策等の案に対する意見の提出先
- (5) 担当部署

3 町長は、パブリックコメントの実施状況に関する一覧を作成し、これを町ホームページに掲載して公表するものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、意見等の受付期間については、第4条の規定により公表を開始した日から起算して30日間程度を設けるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、当該期間を短縮することができる。

2 意見等を提出しようとする住民等は、住所、氏名、連絡先を明らかにしなければならない。

3 意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) その他実施機関が必要と認める方法

(意見等の取扱い)

第 7 条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、芦屋町情報公開条例（平成 18 年 3 月 31 日条例第 10 号）第 6 条第 1 項各号及び同条第 2 項に規定する公開しない情報に該当するものは除く。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方

3 前項の規定による公表方法については、第 5 条第 1 項の規定を準用する。

(その他)

第 8 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。